

の猶豫を請ひ、その代償として一萬二千石の別納指上米を爲したので、藩は之を蓄米の中に加へた。次いで翌九年地元を調査して手高、手高上免を命じ、その増收額は別除米として蓄積することとし、又新開増免をも加へて二萬二千餘石を收納した。然るに此の年殊に難作であつたから、一作限り半高を百姓に與へ、爾後の増物成は皆別除米に加へることにした。

ベニダキ 紅龍 ↓リヨウノタキ 鱷、龍。

ヘビゼメ 蛇賣 大槻朝元事件の釋史に、中老淺尾が蛇賣の刑に處せられたとある。これは、前田利常の夫人天徳院の侍女に侯の刑を得たものがあつたが、元和八年七月天徳院の歿した時、その死因がこの侍女の毒を勧めたによるとの嫌疑があつた爲、翌九年八月小姓津田三左衛門に命じて蛇賣に處したとのこと、三番記・政春古兵談・菅家見聞集等に見えるから、それを混同したものであらう。しかもそれとて事實ではなかつたらしい。松梅語圃に據れば、侍女が利常に疎せられてその家に閉居するや、附近に家傳として白蛇散を繋ぐ栗田久右衛門があつて、多く銀を買入れて居たのを、坊間侯がかの侍女を蛇賣にするものであると傳へた。それを侍女の下婢が主に詰つたから、侍女は冤罪によつてこの痛苦を受くるに堪へずとし、遂に自刃したのであるとして居る。

ヘヤコ 部屋子 藩侯の廣式に在る年寄以上の女中に附屬した七八歳位の娘で、雜用を勤めた。部屋子が十三四歳に成長すれば、或ものは取立てられて中老に進み、或ものは暇を興へて解放せられた。

ヘリムシロ 縁筈 ムシロ 珠洲郡上山の内の小字。

ペルライコウ ペルり來航 嘉永六年米國の水師提督ペルリ來航し、七月幕府はその齎した國書を諸侯に示して意見を徴したから、齊奏乃ち八月四日を以て答申した。翌安政元年正月十三日亞米利加の軍艦は相州浦賀に來つて、前年の回答を得んとし、將軍家定は十六日を以て諸藩に命じて江戸近海を成らしめた。この際加賀藩は品川及び御殿場に兵を配置し、十九日には芝浦に轉じ、廿八日村陳正に命じ、兵五百五十餘人を率ゐて芝増上寺に屯せしめ、二月十五日山崎齋知の隊をして陳正に代らしめたが、廿八日江戸の戒嚴を解いたから、齋知も亦罷め歸つた。

ヘンギヨウジ 遍行寺 羽昨郡草江に在つて、眞宗東派に屬する。

ベンケイ 辨慶 ↓ナカキノサンエモン 中居の三右衛門。

ベンザイテンサキ 辨財天崎 ↓マワキガサキ 眞脇崎。

ベンザイテンマツリ 辨才天祭 金澤卯辰藝願寺では、藩政の時四月及び十月の上巳の日に辨才天祭を行つた。

ヘンジヨウイン 遍照院 鳳至郡中居に在つて、眞言宗に屬する。能登名跡志に『遍照院といふに觀音の不思議の靈像あり。是は宇出津海鹿の觀音なりといへり。御手片々なかりしに、獵師の網にあがりしを付けて見れば再び離れず。其時周章て、つけしとて、表裏になつてあり。金像也。』とある。

ヘンジヨウガタケ 遍照ヶ嶽 ヘンジヨウガ 羽昨郡栗山の部郡から東方に在る山。高さ一四

七米。地質輝石安山岩。

ヘンジヨウジ 遍照寺 金澤に在つて、眞言宗に屬した。元和六年前田利常の時、御局玖真院の請により、高野山遍照院覺雄の旅宿として、小姓町鈴木主馬上屋敷に建てたものである。覺雄は利常の幼時、その大器なることを相した僧であつた。初は寺號もなく、里坊と稱し、高野山から代る々々留守居を派してあつたが、その後圭岳に至り、玖真山遍照寺と名づけた。次いで寛永十三年泉野に替地を賜うて移轉したが、今は存せぬ。

ヘンジヨウボウ 遍照坊 羽昨郡菅原なる菅原神社の社僧であつたもので、眞言宗に屬し、藩政時代では修葺料十五石を興へられた。この寺は今も存續する。

ヘンジヨウマイ 返上米 延寶三年以降作損の爲藩が御貸米を行つた時は、御算用場に於いて毎年見計らひを以て返上米を徴收したが、貸米の口數漸く増し、且つ返上高の見計らひを減じたるが故に、領内に對し年柄により二千石又は三千石の返上を命じ、之を貸米の口々に割當することにした。次いで享和二年口々に割當することを止め、一郡の分を打込返上せしめることとし、文化二年より跡々御貸米返上と名づけた。然るにこの返上は貸米のみに對するものなるが故に、文化十四年別に從來引免を許されたる冥加として上納米を命じ、天保十年この二口を合して、跡々御貸米返上額一年二萬六千石と定め、那は之を惣高割として徴收上納した。その後藩が貸附した作損御貸米・夫食御貸米・一作取扱米等も皆この元高に混入せられ、而して返上米年額二萬六千石なることは變じなかつた。

ベンゼンキブン 勉善紀聞 三冊。小谷藤成が享保頃の筆録である。享保録にも勉善紀聞から採幸した箇條がある。

ヘンチ 變地 藩政時代に、耕地が洪水によつて入川となり、山崩の爲に斷崖と化し、波浪に洗はれて海底となつた如く、凡べて田畠の不毛に歸したるを變地と稱した。

ヘンチオコシカヘシ 變地起返 變地は天災によつて起るもので、人力の及ぶ所ではない。しかし之に准ずるもので、一旦田成・畠成の耕地としたが、勞力の不足によつて之を荒し、又は堤防・土居等の破損を修復せぬ爲、洪水に浸はれて荒蕪となつた如きものがある。藩政時代には、是等を以前の如く田成・畠成に開墾復舊することを變地起返といふた。

ヘンチオツクナヒマイ 變地御償米 藩政の時、村方に於いて、變地した地方からは收穫する能はざるが故に、その面積を測定して草高に直し、その中二十分の一を減じたる殘餘の定納を補償せんが爲に、御算用場から切手を下附し、それを變地御償米と稱した。蓋し藩初には變地を引高としたが、元祿中高千石に對し五十石以下の變地には檢地を出願するを得ぬと定め、村方自ら之を償はしめた。變地御償米に二十分の一を減ずる制は是から起つたのである。變地にして當年生じたのを新變地といひ、初は御扶持人十村之を檢分したが、天保八年以降改作奉行が出役して檢分することになつた。

ヘンチセコマイ 變地勢子米 藩政時代に耕地の變地となつた所は、村方にて漸次起返し、之を田地に復舊したが、地味劣悪到底もとの如くなる能はざるものがある。而も多少